

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第4号  
令和7年4月16日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により  
準用する同法第28条の4第7項の規定により、令和6年度における在外  
選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄